

平成18年6月7日  
於・経済産業省別館3階  
第4特別会議室

資料8

## 環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する

検討会（第1回）

議 事 録

経 済 産 業 省

環 境 省

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 経済産業省・環境省挨拶 .....	1
3 . 議事の公開について .....	3
4 . 検討会の設置について .....	4
5 . 事務局説明（問題意識について） .....	5
6 . 自由討論 .....	1 1
7 . 閉 会 .....	2 5

## 1. 開 会

岩松環境指導室課長補佐 定刻になりました。ただ今から「環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会」を開催いたします。

私、事務局を務めさせていただきます経済産業省産業技術環境局環境指導室の岩松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 経済産業省・環境省挨拶

岩松環境指導室課長補佐 まず開会に当たり、経済産業省 松副大臣から一言御挨拶申し上げます。

松経済産業副大臣 皆様、こんにちは、松あきらでございます。

本日は大変お忙しい中を当検討会、環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会、第1回にお出ましをいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、この検討会が発足いたしましたことを大変うれしく思っております。今後は当検討会におきまして企業の環境管理、こうした基本的かつ重要な課題について活発な御議論がいただけるものと期待をしているところでございます。

今ほど企業の社会的責任が問われている、あるいは求められているときはないというふうに思っております。その中でも特に環境管理、あるいは公害防止、この2点が最重要課題ではないかというふうに思っております。

私ども経済産業省といたしましても以前より適切な企業の環境管理の支援をしております。しかし、残念なことに一部の、しかも大企業が有害物質を垂れ流している、あるいは、まき散らしているという、しかもそのデータを改ざんするという本当にあってはならないことが起こりました。大変にショックでございました。私は経営者自らがきちんとこれを正し、また二度とこういうことを起こさない体制をつくっていかねばいけません。そして地域の、また国民の皆様にとしっかりと信頼回復をする努力をしていかねばならないというふうに思っております。私ども経済産業省も厳しくこれを指導してまいりたいというふうに思っている所存でございます。

今後は環境省、そしてまた関連の省庁と緊密に連携をし、また協力をし、そして当検討会の先生方に御指導いただきながら、こうした環境管理へ万全の体制を進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

岩松環境指導室課長補佐 引き続きまして、環境省、竹本水・大気環境局長から一言御挨拶申し上げます。

竹本環境省水・大気環境局長 環境省の水・大気環境局長の竹本でございます。

本日は委員の先生方の皆様、御多用のところをお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。公害防止管理者制度につきましては、平成13年の1月、環境省が発足

して以来、経済産業省とともにこの制度の主務省としてこの制度の運用に当たってきたところでございます。

先ほど松副大臣の方からも御挨拶がありましたとおり、この企業におきます環境管理、大変重要な課題でございまして、関係各方面の皆様方の御努力の結果、非常に充実した環境の改善がなされてきたというように私ども、思っております。

その一方で、公害防止業務の不適正な実施など一部に見受けられたところでございまして、まことに残念なことと思っております、この点も含めまして、さらに一層の充実、改善が求められるというように考えておるところでございます。

環境省といたしましても、地方公共団体、また経済産業省を始めとする関係省庁と密接な協力をしながら、今後とも地域の公害防止が適切に図られるよう積極的に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

本日は環境管理におきます公害防止体制の整備の在り方につきまして、先生方から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 次に、資料2の委員名簿に従いまして、本日御出席の委員の皆様を席順に従いまして御紹介いたします。

財団法人日本適合性認定協会常務理事 井口委員でいらっしゃいます。

井口委員 井口でございます。よろしくお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 愛知県環境部技監 岩淵委員でいらっしゃいます。

岩淵委員 岩淵です。よろしくお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 三吉工業株式会社代表取締役 奥寺委員の代理で平代理が出席されおります。

奥寺委員（代理・平） 平です。よろしくお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 桐蔭横浜大学法科大学院教授 郷原委員でいらっしゃいます。

郷原委員 郷原です。よろしくお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 千葉市環境保全部長 志々目委員でいらっしゃいます。

志々目委員 志々目でございます。よろしくお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 三井化学株式会社取締役 篠原委員でいらっしゃいます。

篠原委員 篠原でございます。よろしくお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 新日本製鐵株式会社代表取締役副社長 関澤委員でいらっしゃいます。

関澤委員 関澤でございます。よろしくお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 主婦連合会会長 兵藤委員でいらっしゃいます。

兵藤委員 兵藤でございます。遅くなりまして、失礼いたしました。

岩松環境指導室課長補佐 キッコーマン株式会社理事・環境部長 山次委員でいらっしゃいます。

山次委員 山次でございます。よろしくお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 慶応義塾大学大学院教授 石谷委員でいらっしゃいます。

石谷委員 石谷でございます。よろしくお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 続きまして、本検討会の座長の選任に移りたいと思います。

本検討会の座長につきましては、石谷先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

岩松環境指導室課長補佐 それでは、本検討会の座長を慶應義塾大学大学院の石谷教授にお願いいたします。

それでは、座長、一言御挨拶をお願いいたします。

石谷座長 ただいま御指名いただきました慶應義塾大学の石谷と申します。

僭越ではございますが、今まで ISO の 14000 でいろいろと標準化をこの 10 年ぐらい務めさせていただいてまいりまして、その関係でこの委員会の取りまとめを承ったことと申しますので、素人ではございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今、副大臣から御挨拶いただきましたように、ISO14000 も同じような趣旨でかなりしっかりできたものだと思っておりましたが、やはり現実にはいろいろ課題とか残っている問題もあるかと思しますので、その辺を明らかにしながら、できるだけ効率的で、かつ問題の少ない制度あるいは方針をここで立てられれば、今後のためにもなるかと思っており、微力を尽くして務めさせていただきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 それでは、これより先、議事の進行を石谷座長にお願いいたします。

松副大臣は所用によりここで退席いたします。

松経済産業副大臣 公務がありまして、重なっておりますので、次からは出席させていただきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

石谷座長 それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 お手元の配付資料を御確認ください。配付資料は資料の 1 から 7 までと参考資料の 1 から 4 まででございます。不足等がございましたらお申し出ください。

石谷座長 よろしいでしょうか。それでは議事に入らせていただきます。

### 3 . 議事の公開について

石谷座長 まず議事の公開について確認させていただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 お手元の資料 3 を御覧ください。

議事の公開についてでございますが、「本検討会につきましては、議事録、議事要旨、配付資料について、原則として公開する。会議の傍聴につきましては、検討会の運営に支障を来さない範囲において原則として認める。個別の事情に応じて会議及び資料を非公開にするかどうかについての判断は座長に一任するものとする」ということにしてはいかがかと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

石谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、特に御意見はございませんようですので、そのようにさせていただきたいと

思います。

#### 4．検討会の設置について

石谷座長 次に検討会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

堀環境指導室長 それでは、資料4に基づきまして御説明をさせていただきます。「検討会の設置について(案)」という資料でございます。こちらを御覧ください。

事業者の公害防止対策については、既に御承知のとおりいろいろな環境規制の強化、それから公害防止管理者制度、それから事業者の自主的な社内体制の整備というふうなものが相まってここまで大きな成果を上げてきたというふうに認識しております。

こういった公害防止対策、環境対策への取り組みというものは、事業経営の根幹をなすものでございまして、環境規制の遵守を前提に事業者が責任を持って行うべきものというふうな認識でございます。

しかしながら、現在のところ、以下のようないろいろな課題が生じているというふうに認識をしております。

まず、現在、一部の事業者においていろいろな公害問題の管理の不備、それから公害防止業務の不適正な実施といった事案が散見されるというところでございます。このような問題につきましては公害防止に携わる個人の資質、そういったものの問題ではなくて、全社的に取り組むべき問題として私ども、受け止めていく必要があると思っております。

また、近年の公害問題、それから環境問題を取り巻く動きの1つとして、利害関係者(ステークホルダー)との関係を重視して、社会的な責任を企業が果たしていく、こういったことが非常に強く求められておるものと考えております。

こういった環境の中にあっては、経営者が自ら指揮をし、全社を挙げてこういった問題に取り組んでいくことが非常に重要な課題であると思っております。最近ではCSR活動、また環境マネジメント手法、そういったいろいろなスキームが普及しております。こういった手法も取り入れながら、より実効のある公害防止体制というものをいかに確立していくかということが課題となっております。

ちなみに、既に申し上げましたように公害防止体制につきましては、公害防止管理者制度という法的な根拠に基づく制度、それから事業者による自主的な環境管理体制という二本柱で今まで行ってきたわけでございますけれども、こちらの公害防止管理者制度につきましてはすでに最近の社会状況の変化に合わせて、見直しをしたところでございます。こちらについては、資格者に求められる内容というものがより環境マネジメント、そういったものが強くなっているという情勢を考えまして、試験内容等を見直したところでございます。

したがって、こうした法的な制度としての公害防止管理者制度の見直しと、今回の事業者の自主的な取り組みというものの見直しを併せて、より実効性のある公害防止体制の整備というものを図っていきたいと思っております。そのため、今回、自主的な公害防止体制の整備の在り方ということで検討をお願いしたいと考えております。

具体的な検討項目といたしましては、経営者自らがトップマネジメントとして公害防止に携わり、また全社的な取組をいかに促進するか、あるいは工場ではどのような体制を整

備し、個々の担当者、従業員が適切な実施を行い、またそういった方々への教育というものをどういうふうに行うか。さらには地方公共団体や地域住民、地域企業、そういったいろいろな環境問題に携わる利害関係者の方々といかに事業所、企業の方々がリスクコミュニケーションを図り、円滑な環境対策の実施を講じていくかということが課題であると認識しております。

この検討会につきましては、経済産業省及び環境省が産業界、有識者の方々の御参加を得て設置するものでございまして、加えまして、事業を所管しております関係 4 省、農林水産省、厚生労働省、財務省、それから国土交通省、この 4 省がオブサーバーとして参加するという形で進めたいと考えております。

さらに、この御検討をいただいた結果につきましては、事業者が自主的な公害防止体制を構築する上で参考となる、あるいはそういったものの指針となるガイドラインというものとしておまとめをいただき、産業界や地域団体といったところに広く普及することによって、公害防止対策の遺漏なき実施を図っていきたいと考えております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの検討会の設置について、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ガイドラインをつくるというマンデートがあるようでございますが、御了承いただければ先へ進めさせていただきます。

## 5 . 事務局説明（問題意識について）

石谷座長 事務局から、問題意識についての御説明をお願いいたします。

堀環境指導室長 それでは、資料 5 「今後の環境管理における公害防止体制の整備の在り方（論点ペーパー）」という資料と、それから資料 6 「公害防止管理を巡る最近の状況」、この 2 つの資料を併せて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず資料 5 を御覧ください。こちらについては現在の状況についての問題意識、それから本検討会での検討の課題というふうにまとめてございます。

まず問題意識といたしましては、先ほど御説明いたしましたように、1 つは企業の社会的責任の高まりというものがございます。現在の企業活動、経済活動につきましてはいろいろな規制緩和や、それから行政と民間との役割の見直しといったものから、より企業の自己責任の原則が広まっていると考えております。そうした中では、企業が社会の重要な構成員として社会的な責任を果たしながら、いかに利害関係者と密接に関わりを持ちながら、こういった問題に取り組んでいくかというのが重要な課題であると思っております。

こういった中で、現在の社会的責任の在り方というのは、企業の社会的責任いわゆる CSR というもので代表されるように、企業の社会における意義、あるいは責任というものとして認識をされているというところでございます。

2 つ目には、公害防止管理の位置付けということでございまして、昭和 46 年の産構審の答申に基づきます企業における公害防止実施体制というものが現在まで実施をされているわけでございますけれども、こちらについては公害防止管理者制度という法的な制度と、それから企業による自主的な体制構築という二本柱で来ているわけでございます。

しかしながら、最近一部の企業におけるいろいろな事案の発生というものを踏まえ、現在の公害防止管理についてのほころびが発生しているという面も指摘せざるを得ないという状況かと存じております。

こうしたいろいろな事案と申しますのは、先ほど申し上げた企業の社会的責任というものを踏まえ、企業への社会の信頼というものが非常に大きく崩れるということも非常に懸念されているところでございます。こちらについては企業経営への影響というものと併せて、企業と地域との信頼関係というものについても非常に大きな影響があるものと考えております。

こういった公害防止管理というものは日ごろより地域住民とか事業者の方、自治体、そういった方々とのたゆまざるコミュニケーションや、それから自治体との連携というものが非常に不可欠なわけでございますけれども、こういった今回御議論いただく問題というのは公害防止に限らずいろいろな労働問題とか廃棄物問題などがあり、これらに共通するものとして企業経営のリスクや、地域との関係という視点からとらえ直していただくことが必要なのではないかと考えております。

したがって、本検討会の目的としましては、いかに全社的な方針としてこういった問題に取り組み、位置付けをしていただくか。それから、現場でのいろいろな非行、それからリスクの問題というものがいかにそういう企業経営としてつながっていくかということ、それから教育の問題、地域との連携の問題、そういったものを御議論をいただくということをお願いしたいと思っております。

2ページに移りまして、検討の課題ということでございます。まず4つぐらいの検討課題があるのではないかとということでこちらに挙げさせていただいております。

(1)が全社的なマネジメントの在り方、(2)が工場でのマネジメントの在り方、(3)が従業員の教育の在り方、(4)が利害関係者、地域住民ですとか自治体、そういった方々との連携の在り方、こういった4つの点にまとめて御説明をさせていただきます。

まず(1)の全社的なマネジメントの在り方でございます。やはりそういった公害問題、環境問題というものをリスクととらえるということの観点からは、何をさておき、やはり経営者の方がその重要性について十分認識をしていただき、自らこれにリーダーシップを持って取り組んでいただくというのが極めて不可欠な課題であると思っております。

そのバックグラウンドといたしましては、やはり企業、あるいは経営者の方々はこのようにした課題を社会的要請、単に法令の問題ということに止まらず、企業への社会的な要請という形でとらえていただくということが必要ではないかとございまして。

それから、こういった体制を整えるということについては、ともすれば体制づくりが目的化し、そういったものが形骸化するという危険性が常に内在しているわけでございますので、いかにこういった環境管理を具体的な実践として結びつけていくかという仕組みづくりを考えるべきではないかとございまして。それから、工場と本社との連携、あるいは監視、あるいはコミュニケーションという在り方はいかにあるべきか。それから、子会社、関連会社という形で最近では分社化、あるいはグループ会社という形でのいろいろな分業体制というのが進んでおります。こういった現在の流れの中で、子会社や関連会社を含めたグループ全体として企業、あるいは事業体というものがどのように取り組んでいくかということも考えるべき課題ではないか。さらに、一旦こういった公害問題が顕在化

いたしますと、それは一企業の問題に止まらず、業界共通のインパクトという影響も最近  
は顕在化しているわけございまして、こういった観点から業界一体となった取組という  
ものはいかにあるべきかということでございます。

(2)は、工場でのマネジメントの在り方でございます。工場におきましては、もちろ  
んトップとしての工場長、それから公害に関係するいろいろな階層がどのようにこの問題  
に取り組むか。また実際に工場の実情に合った、そういった実態がいかにマネジメントの  
方にフィードバックされるかということが非常に重要ではないか。それから、もちろん法  
的な制度としての公害防止統括者、公害防止管理者、こういった制度をいかに管理体制の  
中にビルトインしていくかということ、それから個人の資質というものに頼らずに、組織  
として多重的にこういった体制を防護するシステムをいかにつくるか。そのためには内部  
監査や外部監査というシステムをどういうふうに活用すべきかということでございます。

それから、やはり事故、あるいはいろいろな想定されない事態というのは当然起こり得  
る可能性はあるわけございまして、そういったときにどのように対応するかということ  
をあらかじめ責任関係、あるいは作業手順というものを決めておく。それでさらに本社へ  
の関係、あるいは自治体との関係というものをあらかじめ想定し、処理方針を決めておく  
ということによって、こういった対応がさらに有効に働くのではないかとござい  
ます。

(3)は、教育の在り方ということでございます。教育につきましては、既にもういろ  
いろなところで重要性は指摘されているわけでございますけれども、やはりこういった教  
育をより実のある、実効性のあるものとしていくためにはどうすればいいか。そのため  
には、例えば法令の問題ということに限らず、その背後にある社会的な要請、あるいは本質  
的な問題というものを深く従業員の方々に御理解をいただいて自律的にこれに対処して  
いくという体制のための教育はどうあるべきか。それから、現在、2007年問題等で問題化に  
なっておりますいわば現場の熟練者というものの絶対的な配置がだんだん難しくなっ  
ていくという状況もあるかと思えます。こういった状況に対応して、いかに現場の対応能力を  
高めていくかということについてはいかにあるべきかということでございます。それから、  
環境教育ということについては自社での教育はもちろんのこと、外部機関をいかに活用し  
ていくかということは重要な課題と思っております。

最後に(4)の企業を取り巻く利害関係者との連携の在り方ということでござい  
ます。まず企業のいわばリスク管理能力、あるいは企業の社会における地位、あるいはその信頼  
というものを勝ち取っていくためには、まず適切な情報開示というものを行う、そのため  
の方策はいかにあるべきか。それから、さらにもっと具体的に地域住民、自治体、いろい  
ろなそういった地域のステークホルダーとのリスクコミュニケーション、あるいは情報の  
交換というものはいかにあるべきであろうか。こういった企業の取り組みというのは、受  
け手である自治体、あるいは地元の方々の対応というものは当然必要なわけござい  
ますので、自治体におかれても企業との対話を通じて企業の環境管理に対する前向きな提案、  
あるいは取組というものを積極的に評価し、促進をするという体制をどのように構築して  
いただくかというのも重要な課題ではないかと思っております。

そういったものを総合いたしまして、地域でのいろいろな大企業、中小企業等のアクタ  
ーが相互に連携し、助け合って、地域ぐるみとしての取組をいかに構築していくかという

ことが重要かと思っております。

最後に、現在、問題になっております自治体への報告という現状に注目いたしますと、やはり日ごろから企業と地方自治体というのはどのようにコミュニケーションを取っていくのか、こういった問題についても今回の大きな議論の1つだと思っております。

続いて、資料6を御覧ください。現在の制度と、それからこの公害防止を取り巻く現状についてのいろいろなバックデータの御説明をさせていただきます。

まず資料の6の1ページでございますけれども、これは御説明いたしました法的な公害防止管理者制度と自主的な体制整備というものがどのようにリンクをして今実施されているかという説明でございます。

公害防止管理者制度につきましては、既に見直しを先般いたしましたわけでございますけれども、こちらについては現在の公害防止統括者、それから公害防止管理者という人員の配置を行っていただくということによって、公害防止の実を挙げていくという基本的なスキームは今後も変えずに続けていくことが重要ではないかというのが先般の見直しの結論でございます。

しかしながら、3ページを見ていただきますと、若干の見直しの必要性というものが御指摘をされてきたところでございます。こちらの公害防止管理者制度につきましては、いわゆる必置規制ということで、企業において公害防止管理者を置かなければいけないということと、そのために国家資格を取らなければいけないということから成り立っているわけでございます。まず必置規制につきましては、こちら、公害防止管理者を適切に配置するという原則を逸脱しないという限りにおいて、その柔軟な対応、合理的な対応を行うという改正をしたわけでございます。それから、国家資格の試験については、これの試験区分を見直して、共通部分の多い区分を統合するとか、あるいは試験内容をリスクコミュニケーションや環境管理というもののウェートを重くするということによって、公害防止の管理者の資質についても、より高い資質を保っていただくように改正を行ったところでございます。

続きまして、4ページをごらんください。御指摘をしました昨今の公害防止に係る問題事例ということで幾つか御紹介をしておきたいと思っております。

昨年来、幾つかの問題事例というものが発生したわけでございますけれども、基本的には排出基準の超過、それからデータの書き換えというふうなものが中心になっております。こちらについては事案の環境への影響という重大性というよりは、むしろやはり企業の社会的な責任、あるいは地域との関係という問題から、正確な公害防止の実施がなされていないということが問題化されたと認識しております。こういった問題については、やはり今申し上げたようないろいろな原因というものが考えられるわけございまして、こういったことをいかに今後防止していくかという観点からの御議論を今回お願いしているところでございます。

6ページを御覧いただきますと、こういった問題の背景ということで、いろいろなところからの調査、あるいは現状認識としてまとめたものを記載したものでございます。まず全社的なマネジメントの不備ということでございまして、やはり環境管理部門の操業部門に対する指導力の低下、人員不足というのが1つ挙げられるというふうに考えております。それから、現場と本社への報告体制の未整備というものに代表されます連携の不足があっ

たのではないか。それから、工場でのマネジメントの不備ということにつきましては、やはり担当者と、それから管理部門との連携の不足、あるいはダブルチェック体制の欠如。それからマニュアルの未整備、そういった問題が指摘をされているところでございます。従業員教育の不徹底ということについては、意識がまだ十分ではなかった、あるいは、いろいろ交代や異動のときに適切な手順、ノウハウの引き継ぎが十分なされていなかった。そういった問題が指摘をされているところでございます。利害関係者、地域との関係においては情報交換の不足、あるいは十分な日ごろからの点検不足といったものも原因の大きな理由として指摘をされているところでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。私どもとしましては、昨年度、こういった公害防止の管理についての現状と課題というのは一体どうなっているかということについて、アンケート調査を実施しております。まず、公害防止体制調査ということで、こちらについては企業の事業所に対しての調査ということで、約200事業所に対する調査を実施いたしました。それから環境にやさしい企業行動調査ということで、これは環境省で実施した調査でございます。それから生活者アンケートということで、いわゆる市民、生活者の方々がどういうふうなお考えをお持ちだということで、これは経済広報センターが実施をした調査でございます。これらを使いまして現在の公害防止の実施体制についての現状を御紹介したいと思います。

9ページを御覧ください。まず事業活動において企業が環境対策をどのように考えているかということの選択的アンケートでございます。こちらについては最も重要な戦略として位置付けておるとい回答が非常に多いわけでございますけれども、そのほかにも業績を左右するとか、非常に大きな認識をしているということが分かります。

10ページには、環境の目標については、これもほとんどの企業が設定しているということが分かります。

11ページの事業所と本社との連携状況ということについては、本社との連携、情報交換があるというのが全体として7割程度でございますけれども、そういったものがされていないというのも3割程度の事業所がございます。

12ページの他の事業所といろいろ連携しているかということについては、全体の6割ぐらいがしているというお答えですけれども、4割ぐらいはしていないというお答えでございます。

13ページの子会社へのいわゆる環境配慮の指導ということについては、実施しているところがあるところが45%ぐらいで最も多いですけれども、主要な子会社のみというところは16%、それから実施をとりあえずはしていないというのは10%ぐらいあるところがございます。

次に工場の問題でございます。15ページを御覧ください。まず、公害防止管理者の配置状況でございますけれども、こちらについてはほとんどの事業所において公害防止の実施、ラインとして配置をしているということでございます。

16ページの生産ラインとの関係においては、主要な生産ラインにはすべて配置をしているということでございます。

17ページを見ていただきますと、公害防止の統括者、公害防止管理者の上で、それを統括、指揮するという役割にある方として公害防止統括者がいらっしゃるわけですが、

この方による業務の確認状況ということでございます。こちらについては業務報告書等で確認をしているというお答えが半数以上でございますけれども、他方、いずれも実施していないというところがやはり 15%程度の企業でございます。

公害防止業務の確認体制につきましては、18 ページですけれども、マニュアル等で実施、それから環境管理委員会等で実施というお答えが非常に多うございました。そのほかにも内部監査や外部監査というものもでございます。

19 ページは、公害防止管理者の意識の御質問でございます。公害防止実施体制についてはチェック体制は整備されていますかという質問に対しては、4 割ぐらいの方がチェック体制が確立。同じく 4 割ぐらいの方がチェック体制はあるが不十分である。それから 2 割ぐらいの方がチェック体制はないというふうなお答えになっているということでございました。それから、人員の配置状況については、十分であるというお答えが 5 割程度ですが、一部不十分が 35% ぐらい、それから人員配置が不十分であるというのが 1 割ぐらいの事業所からのお答えでございます。

従業員教育につきましては 21 ページから記載してございます。こういった教育を実施しているかということでございますけれども、制度の改正や定期的技術指導といったものを実施しているというお答えが多くございます。そのほかに、公害防止に関する教育や先進事例ということでございます。

22 ページに再教育の実施状況、いわば継続的な教育というものを実施しているかどうかという質問のお答えを載せております。社外の研修等に参加というお答えが非常に多いのですけれども、特にしてはないというお答えも 5 割程度でございます。

23 ページの公害防止管理者をこういった形で教育をすべきかという質問については、一番多いお答えが、義務付ける必要はないが社外での教育の場が必要というのが 65% ぐらいです。そのほかには自己啓発でいいというのが 12%、義務付けをすべきだというのが 15% というお答えがございます。

それから、教育をする場合の希望分野ということについては 24 ページに、環境法令、それから対策技術というものが多いわけですけれども、それと並んで不適正行為や問題の発生事例、こういった問題が生じている事例があるのかということも担当の方は非常に関心が高いということになっております。

引き続きまして、26 ページを御覧ください。企業の社会的責任についての、これは企業一般への質問ですけれども、こういった社会的責任の実施体制というものについては多くの企業が検討されています。

27 ページに、CSR がなぜ必要かということについては社会的なリスクの回避というリスクマネジメントが非常に大きい。それから企業ブランドの維持、それからステークホルダーとの信頼性の確保ということで、こういうものが価値があるのだということを認識をしていらっしゃると思います。

次に、情報公開についてはどのようなものを行っているかということについては 28 ページを御覧いただきますと、経営方針ですとか環境目標等情報公開をさせていただいています。

29 ページの環境報告書の実施状況については、多くの企業が実施をしている。それから環境報告書以外での情報公開についても、30 ページですけれども、工場見学やいろいろな

ことを地域住民への説明という形で進めているということでございます。

他方、31 ページを御覧いただきますと、生活者、市民の方たちの感想としては、企業の情報公開で不足しているものは、やはり不良品や不祥事といったいわば企業の課題としての情報について、より積極的に公開をしていただくべきではないかという御意見があるということでございます。

資料5につきましては全体的な今後の検討課題、それから資料6に基づきまして最近起こりました事案と、それから日本企業全体としてどのような現状にあるのかということをかいつまんで御説明をいたしました。

石谷座長 どうもありがとうございました。

## 6. 自由討論

石谷座長 それでは、ただいまの事務局からの御説明に対して、委員の皆様から自由に御意見、御質問をいただきたいと思えます。御意見、御質問等がございましたら順次御発言を願います。

井口委員 今、かなり広範囲な御説明をいただいて、ありがとうございます。おおよそ理解できたかなと思っております。少し確認させていただきたいところがあります。その1つは、この検討会の対象とする企業サイズ、それから業種というのがどんなものかなということを確認しておきたいなと思った次第です。と言いますのは、いろいろな問題点、検討の中には、「中小企業との連携」という言葉はありますが、全体としての御説明の中は比較的大きな企業のマネジメントの在り方、環境管理の在り方、それも製造業に限っておられるような気がしました。業種としてサービス業も入れられるのか、これらの点を確認をさせていただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

石谷座長 どうもありがとうございました。

ほかに今のところ御質問がないので、今の御質問に対して回答をお願いします。

堀環境指導室長 本検討会のスコープといたしましては、大企業のみならず、中小企業も含めた企業ということで認識をしております。本検討会の委員におかれましても、大企業のみならず中小企業の方にも御参加をいただいておりますし、中小企業のお立場からの問題、あるいは取組の在り方というのも併せて御検討をいただければと思っております。

それから、製造業がメインということにつきましては、基本的には現在の公害防止の検討のスコープとしてはそのように考えております。こちらについては現在の公害防止管理者制度も基本的には電気、ガスといったサービス業と、それから製造業ということを基本的な念頭に置いて構築されておりますので、そういったものを中心に考えたいと思っております。

ただ、ここでおまとめいただくものについては、もちろんそれ以外の業種の方々にも十分有効に働くものと考えております。

井口委員 ありがとうございます。

石谷座長 どうぞ、ほかにございますでしょうか。

いろいろアンケートの結果などもございましたので、直接関与というか、関係の深い産業界の方々にも是非コメントをいただけたらと思えます。

兵頭委員 よろしいですか。

石谷座長 どうぞ、兵頭委員、お願いいたします。

兵頭委員 ただいま大変細かく御説明いただきまして、私も十分まだ理解していないのにこういう質問をいたすのはいかがかと思えますけれども、やはり今、大きな問題になっておりますアスベストでも情報が早く出なかった。ある程度の情報があったのに、それを十分に、早く流さなければいけないというようなことが手遅れになったというところの問題を今後どういうふうに考えるかということが1つと、それからぜひ、アスベストのことも考えますと、31ページに生活者アンケートということで企業の情報公開で不足していると感じる情報ということでございます。幾つかあるのですが、これに加えて、ぜひ万一、事故が発生したときには、事故というか、公害を、先ほども事例がございましたように問題のあるものが出回ってしまったというようなときには、スピードを持って情報を開示するということが一番私は社会への貢献ではないかと思えます。是非その部分のところでは管理者の方たちは、何とか手当をしようとかいうことを思うと同時に、やはり早く知らせる。公害の幅が広がらないようにするということが大事なことでないかなと思えます。

今ちょっと気づいた点だけでございますが、以上でございます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

大事な視点だと思えますが、恐らく資料5の最後の第4項目が一部関係しているのだと思います。自治体も含めて、ステークホルダー全体の関係がどうかという議論も今後進めさせていきたいと思えますので、またそのときに是非検討させていただきたいと思えます。

事務局の方、今の件について何か。

堀環境指導室長 情報公開をどのように行っていくかというのは今回の検討会の非常に大きな御議論いただくべき課題だと思っております。そのためには、やはり情報公開のルールと言いましょか、地元の方々と日ごろからコミュニケーションをし、対処のやり方というのでもあらかじめいろいろと決めておくとか、そういった方策というの也非常に重要なのではないかと考えております。

郷原委員 私の意見ということで申し上げたいのですが、ここに検討の課題ということで書かれています(1)から(4)まで、基本的に環境に関連する法令、規則等は、これは完璧なもので、それをどうやって守らせるのかという視点の検討が中心だと思います。ある法規をきちんと守らせることというのはもちろん大事ですけれども、往々にして最近のように環境に関していろいろなことが要請されて、環境をめぐる状況も激しく変化している状況の中では、法令とか規則自体が若干実情に合わなくなってきたりしているものの中にはあるのではないかと思います。それから、その守り方についてもある程度のフレキシビリティがないといけないのに、そういったものが法令規則の中身に反映されていないというようなものの中にはあるのではないかと思います。

そういったところも含めて、若干実情に合わない面があるのに、単に守れ、守れと遵守だけを徹底しようとする、そこにどうしても無理だという部分が生じてしまって、そこでその法令違反行為が仕方がない形で恒常化してしまう。それが法令全体に対するモラルの欠如ということにつながり、かえって重要な法令が守られないで大変な大きな問題を発生させるということにもなりかねない。

そういうふうを考えますと、ある法令規則を徹底して守らせるということと同時に、そ

の環境対策の現場で何か実情に合わないようなルールがあったとしたら、それをどのようにして見直していくのかという面での体制、ある意味では官民のインターフェースのところについての体制整備という面からも考える必要があるのではないかという気がいたします。

石谷座長 どうもありがとうございました。

最近の駐車違反を見ているとそういうところもちょっと感じますが、非常に重要な視点だと思いますので、これをどういうふうにこの検討会の中で反映させていくか、あるいはどういう枠組みを検討したらいいかというあたり、先生の御専門だと思いますので、是非また積極的に御意見をいただきたいと思います。

岩淵委員 一言ちょっと、関連するようでちょっと反論みたいな話になるかもしれませんが、法令の中の問題というよりも、今の私どもが実際にやっている、モラルの欠如の方が非常に多いのではないかと。つまり、法令の方が厳しくて、つまり遵守しなければならない法令の種類が多過ぎて守れないからこういう状況になっているというよりも、ここの中にもあると思うのですけれども、教育という点にはなるうかと思いますが、ただ教育だけではできない点がかなりありそうだなという雰囲気は持っています。ただ、モラルが欠如していることによりこういう問題になっていることの方が多いのかなと。それをこの中でどこまでそれを縛るとするか、マニュアルということですが、その中に書き込めるかというのがちょっと、私のイメージとしてどこまでやれるかなというのがちょっと今不安がありますので、よろしく願いしたいと思います。

石谷座長 どうもありがとうございました。

井口委員 私もお二人の御意見の関連ですが、従来、「環境管理」と言ったときに「公害防止」と同一視することが多く、とにかく法令に合えばいい、規制に合致すればいいということが第一義的に動かされてきた、動いてきたというきらいがあるのではないかと。それを達成するために組織全体としてどうやるべきかということの以前に、とにかく帳尻を合わせなければだめだというのが先行してきたきらいがあるのではないかとこの感じがいたします。その背景には、さっきのお二人の委員の方からの話もありますけれども、規制当局は何を押さえるべきかを明確にし、それを達成するために組織の特性が十分発揮できる活動が支えられる環境管理の体制というものをつくっていかないとだめなのだろうなという感じがしています。画一的に規制ということでバサッと押さえてしまうと、ある企業は全く動きがとれなくなってしまう、また、ある企業はそれで動きやすくなるという実態を考慮し、規制で引く線をどこにするのかということを考えながら自主管理、自主活動をどうするかということも検討を進めていかないとだめなのではないかなという感じがしています。

石谷座長 どうもありがとうございました。

本日の設置の趣旨はあくまでも自律的、ボランティアとは違うのだらうと思いますが、自立的行動規範を対象としており、最低の規制は当然守るべきであるが、その以上の環境管理を実現するという立場だと思います。しかしながら、先ほど岩淵委員のおっしゃったモラルの欠如とか、そういうことがありますと規制の方が優先するような話にもなり得ると思いますので、その辺、どの分野でどこまで規制を考えるか、これは業種によっても違うと思いますが、少なくとも一般的な線をどこかで明確にして、その上でモラルを上げて

いくというのか、実効を上げる形を探らないといけないのではないかと思います。

岩淵委員にちょっと私から質問ですが、具体的にモラルが欠如しているというのは教育だけの問題なのか、先ほど郷原委員がおっしゃったように、モラルだけでどうしても解決できないような状況に追い込まれているのか。そのあたりはどういうふうにお考えなのでしょうか。

岩淵委員 ちょっと私見になるかもしれませんが、お許しいただきたいのですが、1つは公害、環境という面の今システムの話をしているわけですが、実は企業もそうですし、我々行政の方もそうですけれども、要するに、人件費削除という面があって、膨大な業務量が一人にかかっている。それが公害防止管理者もそうでしょうし、通常の業務もそうでしょうし、要するに、忙しくなり過ぎている。となると、どこで一番手を抜くかというようなことが人のモラルの持っている部分によって、環境を手を抜いたり、あるいは仕事を手を抜いたりということになっているのではなからうかというのが印象です。これは正しいかどうかはなんですけれども、私はそんなふうに感じているのが1つ。それから、申し訳ないですけれども、企業のトップがそんなものはどっちでもいいと思っているところの部類になると、抜けていくことが多いのかなという感じがします。

郷原委員 確かにモラルが低下しているということは全般的には決して否定はできないと思うのですけれども、問題はなぜそうなのかと、今座長が質問されたとおりで、やはり岩淵委員も言われているように、ものすごく大きな作業量の中ですべての業務を適切にこなす、環境関連の規則もすべて遵守するということが物理的に不可能なような状況が現に生じているからだと思うのですね。それに対して、単にモラルを高めていって全部守りなさいと言うだけでは問題は解決しないわけですし、やはりモラルの回復を目指すのであれば、なぜそれを守らなければいけないのかという視点を持つことが不可欠だと思うのです。モラルが欠如しているというような現象だけを見るのではなくて、結局何かそこに原因があるということを見て行くべきだと思いますし、私は23年間検事の仕事をやっておりまして、検事の職にあると、大体その人を悪人に見る傾向がありますが、私は、企業に関連する犯罪の実行行為者の人でもともと性格が歪んでいたとか、悪党だというふうに思ったことはあまりありません。やはり何か根本的な原因があって歪みが生じて、それが恒常化するとなかなかそれを元に戻せないという特性があります。そういったことから、過去の失敗事例を幾つかきちんと原因分析ということで考えていくことが必要であり、その中で先ほど言ったルールに若干問題があったのかなかったのかといったようなことも問題になるのではないかという気がしております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

志々目委員 私は自治体の立場で1点だけ意見を述べさせていただきたいと思います。企業の方がいろいろ取り組まれている内容について、自治体の方がしっかりとチェックするという、このキャッチボールをいかにうまくやるかということが非常に重要だと考えております。先ほどから御意見をお聞きしておりますと、ある程度企業の方のフレキシビリティというのは非常に重要だと思うのですが、私どもの反省といたしまして、基礎的なデータをまず徹底的に行政がチェックしながら、問題がある場合にはその改善対策を企業の方から複数提示していただいて、これを審議会等の公開の場で議論していただきながら、またこの成果をフォローするというような形で対応してきた経緯がございます。これは一

例でございますけれども、ステークホルダーとして受ける側の地方公共団体の体制の強化もあわせて、これは参考の扱いになると思いますが、御審議をお願いできればと思っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

関澤委員 大変参考になる御意見を聞かせていただいておりますが、こういった課題というのは、私は、今もちょっとお話が出ておりましたが、モラルの欠如を逆に言えば、やはり自らこういうものに前向きに取り組んでいくという、こういう意欲が出るような管理の仕方というか、進め方、こういうことが企業にとって非常に大事ななといつも思っております。昨今、コンプライアンスにしる、私ども企業リスクというのは環境、防災、安全、情報、セキュリティとどんどん広がってきておまして、これはすべて企業にとってのリスクになっておるわけでございます。

私どもはこういったものを、やはり取り組む意欲というか、みんな従業員が自発的に前に出ていくというか、こういうふうになんとか運動論として盛り上げていくということが非常に大事なのではないかなと思っています。常にそういう前向きに取り組んでいかないと、結局どこかで漏れが出てくるのではないかという感じが私は強くしております。だから、何とか運動として定着させていきたい。

そのためには、ただこれが難しいのは、余りにもどんどん環境が変わってきていろいろなリスクが出てきております。そういうものに、失敗事例のお話も先ほど出ましたけれども、私はむしろどうしたら本当に成功するのだという成功事例的なものがあれば、例えば情報セキュリティに対するリスクに対してはこういう取り組みをした、あるいは、公害防止体制の確立という面ではこんなうまいやり方をしているところがあるという実例がもしあれば、是非これをどんどん出していただきたい。それをあとは自分の企業に合ったやり方としてきちっと取り入れていくと、こういうことが大事なのではないかなと思っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

先ほどの資料6の6ページが失敗事例と言いますか、課題がずっと挙げられています。環境の問題というのはうまくいって当たり前というところがあって、成功事例というのを押さえるのはなかなか難しいかとは思いますが、事務局もぜひその辺はチェックしていただくのと一緒に、むしろ自治体とか、そういう企業の外から企業と接しておられるところで、こういう会社はうまくいっているとか、まあ問題はいろいろお感じになると思いますが、成功事例みたいなものがありましたら、是非御紹介いただきたいと思っておりますので、志々目委員、岩淵委員、よろしく願いいたします。

今の件で、企業のサイズによっても大分対応とか性格というか、対応が違うと思いますが、その辺、企業の方々から是非今回のこの問題提起についてコメントを一通りいただけたらと思っております。

山次委員 この論点のペーパーにあるように、この流れは私も非常にもっともかなと思います。いわゆる公害の現場の担当者だけの問題ではなくて、企業全体としてこれを取り扱わなければいけない。ただその場合、CSRということが前面に来ていますが、この他に、環境マネジメントシステムのISO14001とかいろいろなものがあり、現実はそのようなものがかなり動いています。現場の人が、例えば法律をあるいは数字をとというだけでなく、

どうしてこの仕事が必要なのか、これからの環境はどうかと、要するに上位概念ですね。そういうところから持っていくということはこの流れで非常に大事だと思います。ですから、仕事だけではなくて、地域との関係とか、それはISOでも当然、扱っていますので、そういうものをうまく入れていくとかなり防げるのかなと考えます。

それともう一つは、やはり範囲をどこまでにするかということ、1つの企業だけなのか、関連会社を含むのかです。分社化しているそういう小さいところの方が危険性は高いので、そこら辺も考えていくべきかと思っています。

篠原委員 化学産業の中で日本化学工業協会という団体がございまして、私はその環境安全委員長を拝命しております。申し上げたいことは2つございまして、1つは企業の大きさによってどう違うのかということでございます。日本化学工業協会はたくさんの企業が集まった団体ということで、大きな企業と中小企業があり、また大企業の子会社、関連会社という比較的小規模の会社がありますが、その実態が今どうなっているかについて完全につかみ切っていないというのが実状でございます。今いろいろお話がございましたが、私どものある工場でも44ないし45の環境安全に関わる法律の規制を受けながら運営しているのが実態でございます。先ほど意見がございましたけれども、私どもはこれらの法を守り切れないのではないかとということではなくて、これら全てを守る、1つでも漏れてはいけないということでやっております。この場合、本社からの管理、工場の中での運営という2つの面でいろいろ問題を抱えているのだろうと私自身は思っております。

もう1つは、モラルの低下と言われると非常に頭が痛いのですが、現実は何か1つ問題が起これば企業の死命を制する、要するに生きていけないかも知れないということを企業のトップは強く感じていると思っております。それを工場の末端までどうやって反映させるかということが最大のポイントだろうと思っております。そういう意味でこの論点ペーパーに書いてあることはまさにこのとおりでありまして、これを各企業がどうやってマネージしていくのが非常に重要だと考えております。私どもの会社の例ですけれども、先ほど関澤委員がおっしゃいましたように、全体として工場の末端の人までモラルをどう引き上げるかというのが1つの大きな問題、もう1つは社内チェック体制だと思います。現在、私どもはかなり強い内部監査体制を敷いております。本社からの内部監査、それから工場の中でも、工場長の配下ではあります但し独立した監査組織を持っているということで、これによりチェック体制がかなり強くなっていると思っております。一方で、先ほどの話のように、末端までモラルをどうやって引き上げるかは事業運営をしていく中で最大の課題ではないでしょうか。

石谷座長 どうもありがとうございました。

御指摘のようにモラルをどうやって上げるか、論点ペーパーはまさに問題点を指摘しているのだと思いますが、これを具体的に大企業から中小企業までどうやってやるかを今我々は問われていると思っておりますので、次回からは是非その点に集中した御意見をいただきたいと思っております。

本日おいでいただいている委員の方々はすべて優良企業を代表しておられると思っておりますので、率先して事例などもお示ししていただけるといいかと思っております。

奥寺委員（代理・平） 我々のような中小企業にとっても環境マネジメントシステムへの取組みが顧客から求められています。例えばグリーン購買とかいろいろな要望がありま

す。環境マネジメントシステムを取らないと商売の継続が難しくなる、というような状況中で、各中小企業の皆さんはいろいろ知恵を絞りながら取得するように勤めています。ただ、実態として、我々もそうなのですけれども、取得後なかなか環境マネジメントシステムが会社の中でうまく回らない。PDCA が回らないという問題を抱えています。人材の不足などが問題の1つであります。

現在の環境マネジメントシステムの中では公害防止管理体制というのは、法遵守の中の一部になりますがこれをもう少しシステムの中で機能させるためにどうするのか、と言う事でこのような検討会がもたれたと理解しております。それは1つの方向として中小企業にとっても非常に大切ではないかと思えます。

我々は実際に従業員の環境教育にもとりこんでいます。会社で働いている方々はもちろんこの工場内でやっている工程はよく理解していますので、例えば非常に危険な仕事、プロセスをさせている、という情報がその従業員から外部に出る場合があるとすれば、そういう会社の体制であってはならないと思えます。工場の中でやっている仕事の内容、プロセスをオープンにして、それで皆さんの理解を求めながらそのプロセスに沿ってやっていく、製品をつくる、そういうところの観点に立って従業員の教育をしています。

なかなか時間的な余裕もなく上手に教育、指導ができないのが実情ですが、例えば工場の立地場所、地域によっては環境負荷が異なる中で、どのような法律がそこで適用されるか、その内容がどういうものがあるのか、というのがなかなか分かりづらいと非常に感じています。もう少しうまく最新情報が入手できるようなシステムがあれば我々にとって非常に助かるなと思えます。関連する法律などひっくり返すともものすごい文書量がありますので、全部を見るには大変な時間と労力が要ります。できれば、こういうところが関連するよ、といったように最新情報を分かりやすく解説し、改正があった場合は速やかにそれが入手できるような、何かそういう体制があれば非常に良いと感じます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

最後の部分のコメントは、国に対する注文というふうに理解してよろしいのでしょうか。  
奥寺委員（代理・平） そうですね。

石谷座長 先ほど篠原委員のお話にもありましたけれども、今の御質問に絡んで、そういうもののチェックというのは何か特別な体制を取っていらっしゃるのでしょうか。

篠原委員 実は、私ども環境安全とか品質において、コンプライアンス体制の強化のために本社にスタッフを抱えております。先ほど申しましたように1つの工場でも40以上の法律で縛られているものですから、その法律がどう変わっていくかということを常にチェックできる体制を取っております。但し、それだけの人を割ける状況ならいいのですが、割くことが難しい場合、今おっしゃったように、法律がどう変わったかが分かるような情報体制があれば非常にいいのではないかと思います。

石谷座長 その辺につきましては、この論点ペーパーのどこかにもあったと思えますけれども、例えば業界共通の課題だと化学工業会とか、そういったような形で情報を流していただく、本来は国がやるべきことかもしれないのですけれども、そういう可能性はございますか。

篠原委員 日本化学工業協会でもスタッフを抱えておりまして、大きな問題がある法律の改訂などについては事前に察知し、どう変わっていくかを見て、その結果を化学工業協

会の会員企業に情報を流しております。そうしないと後手に回ることになります。各企業は、自分に関係する法律がどう変わっていくかを常にチェックするスタッフを抱えているのが実態ですけれども、子会社というか、関係会社のような小規模ではどこまでできるかは疑問かもしれませんですね。

石谷座長 どうもありがとうございました。

今の件、事務局としては何かございますか。

堀環境指導室長 私どもとしまして、いろいろな政府の法令については中小企業さんの団体ですとか、いろいろなツールを使って広報を的確に関係するところにしていくということには務めておるところでございます。ほかにも産業環境管理協会とか関係の団体などでもいろいろな広報物をつくったりとか、そういう形でやっておりますけれども、より的確にしていくということについていろいろ御意見をいただければ、またそういうものにも反映していけるのではないかと考えています。

石谷座長 どうもありがとうございました。

環境省では、特にこの件に関していかがでしょうか。

森谷環境省水・大気局総務課長 環境省の水・大気局の総務課長をしております森谷です。遅れて参りまして、どうも失礼しました。

環境省でも毎年法律が5本、6本と改正になっておりまして、そういったことを考えると、中央レベルでいろいろな業界の方に御説明するのと同時に、今日は、都道府県の方も来ていただいておりますけれども、県レベルで環境保全協会とかいろいろ各種の団体もありますけれども、そういうところを通じて、法令がどうなっているかということを引き続き普及啓発をしていただくということが重要かなと思っております。ただ、そういうメンバーの会社以外の方もおられるというようなところ、とりわけ中小の企業の方に対してどうしていくか。その裾野を広げる活動を続けないといけないと思っております。環境省の中でも全国環境保全団体連合会というような、そういった組織もあるのですが、なかなか会員が伸びないということで、しかしながら今みたいなコンプライアンスが重要であるという社会的な要請がありますので、我々としてもそういう団体の活動がもっと強まっていく、盛んになるというようなために、セミナーとか講習会とか、特に最近の法令改正で、VOCとか、あとは水の総量規制の改正とかということをやっておりますので、引き続きそれは努力してまいりたいと思っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

自治体との連携ということにも絡むと思えますけれども、もし今の件に関しまして御意見がございましたら。

志々目委員 自治体におきまして、通常、法令が改正されたときは説明会を必ず開催しております。この周知に努めております。しかし、何しろ1回の説明会をやればそれで完全に周知できるかというところは非常に難しい面がございます。私どもも説明会を実施した後、立入検査マニュアルに基づく立入検査を実施し、可能な限り確認するようにしております。ただし、管内に非常に工場・事業所数が多い地方公共団体の場合ですと、どこまで対応できるかというような問題もあるかと思えます。

岩淵委員 今、志々目委員の方からもありましたように、私どもも法令の改正がありませんと、改正時に関連する団体等へは文書で流したり、あるいは説明会を開いたりというこ

とで対応しております。それから、また公害防止管理者向けの講習会というの、年、複数回というわけにはまいりませんけれども、開催をしたり、あるいはちょっと業界は違いますけれども、産業廃棄物の担当であるとか、それから別の業界がいっぱいございます。できるだけそういう機会に応じて、申しわけないのですが、全部まではやりきれませんので、関連する法令についてはこういうふうになりましたよという説明をして広報に努めているところであります。

また、逆に私ども自身も全部が全部把握している必要があるとは思っておりますけれども、把握しきれない部分があるといけないと思ひまして、毎日、最近はインターネットが非常に便利になりまして、公報が即日見られる、項目をずっと洗って、関連しそうな法令を開いてみると分かるという状況になりましたので、私どもも遅れないように、毎日、公報のチェックをするというの1つ手かなというふうに思っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

論点ペーパーの4の辺りだと思ひますけれども、確かに最近はインターネットとか非常に早くて、しかも広く伝わる手段もありますので、そういうことも含めて考えていくべきかと思っております。

郷原委員 先ほど篠原委員からも40の法令を完璧に守っているというお話がありまして、確かにそれができる規模の、できるだけ体力のある会社ももちろんたくさんあると思うのですが、これだけいろいろな規制が厳しくなったときに、じゃあ、その企業規模として体力がない、それを全部守るだけの体力がないというところはどうしていったらいいのか。その一方で、新会社法が施行されて内部統制の中で法令遵守を徹底しなければいけないということになっています。そうやってギリギリ法令というもので締め上げられていくと、これは絶対に必要なものであれば、それに違反したらとんでもない社会的な損失をもたらす。多少なりとも健康被害を生じさせるということであれば、これはもちろん当然のことなのですが、仮にそこまでは必要ではないというような法令が、過去は危険だと認識されていたけれども、今はそれほどでもないというようなものが規制として残っているというものがあつたときには、そういったものの量が相当程度積み重なってしまうと、ある種の参入障壁みたいなものに、あるいは一部の小規模な企業を市場から退出させてしまうような結果にすらなるのではないかと。という面で、法令を周知して、徹底して守らせていくということはもちろん重要なのですが、その反対に、何かルールの見直しという面でのフレキシビリティを確保していくことも考えなければいけないのではないかと。というのが私の感想です。

石谷座長 どうもありがとうございました。

この件もあわせて国への注文ということだと思ひますので、よく検討願ひます。

ほかに、先ほど最初に郷原委員からモラル以前に容量がパンクしているケースがあるのではないかと。というようなお話がありましたが、この辺については企業の方から御覧になるといかがでしょうか。もちろん、これは会社によって随分違ふと思ひます。特に中小企業などが対象ではないかと思ひますが、この辺りについて何か、教育だけで済むのか済まないのかといったあたりもできたらぜひ御意見を伺っておきたいと思ひますけれども。

山次委員 先ほども、やはり分社化とかいろいろな形で少人数の会社がいるいろいろな情報とか知識、技術、そういうものが少ないと、それをどういうふうにかバーするかということ

かなと思いますが、それは当社の場合は担当者の会を結成して、新しい情報を流すとか、あるいはこちらから行くのではなくて、困った問題を言ってくださいという形で、とにかくできるだけ吸い上げるという形をとっていますね。

あと、これとさっきの地方との関係なのですが、当社の場合は食品会社ですから農水関係で、私は関東農林水産関連企業の環境対策協議会の会長ですが、こういう会が全国的にありまして、もう 33 年やっています。そういうようなところでも業界のある程度の情報は入る。農水関係のため、いわゆる公害だけではなくて、例えば容り法とか残留農薬とかいろいろなことを扱います。千葉県環境保全協議会というのもありまして、副会長ですが、こちらの方がどちらかというと公害対策を扱っています。業種がいろいろありますので、ですからいろいろな角度でいろいろな関係が起きている。また、野田市の場合は環境審議会の委員ということで、今度は逆に意見を述べる立場です。ですから、いろいろなふうに今は絡み合っていないと、1 つだけではなかなか難しいのではないかというのが私の意見です。

石谷座長 それに対する御質問ですが、そうするとある程度の体力のある会社というのはいろいろ多面的にも付き合えると思うのですが、中小企業はどういう形でそういうところに参加しておられるのですか。

山次委員 やはりその会の中に入って、そこから情報を得る。できるだけ最新の先生のお話を聞いたり、研修会をやるとか、いろいろなことで。

関澤委員 同じことなのですが、私ども鉄鋼業でございますので、まずは業界団体に入っているところは業界団体から情報を流すというのが基本だと思います。それから、今お話がありましたように、地方によっていろいろ違いますけれども、協議会等を設けて企業同士で情報交換するようになっております。

それから、特に私どもの場合は先ほどの資料の(3)の法令の背後にある社会的な要請を理解し云々といういろいろ書いて、このとおりだと思うのですが、やはりいろいろ法令も変わってまいりますし、そういったことを、これは自分たちのまずは社内で、これは 10 製鉄所があるのですけれども、そこに全部周知させるためにどうやっているかということ、結局、法が何を求めているかということをお社で全部しっかりつかんで、それを担当の者が全部箇所を回って説明したり、あるいは会議で全部集めて、そこでちゃんと紹介したり、そこでやりとりをして、本当に法が何を求めているかということをやはり理解させる、こういうことが一番大事だろうと思っております。

そういった意味で、そういったことを踏まえて、今度は各主管部門経由、あるいは直接、関連会社も 250~260 ございますので、それをまた必要な都度グループに分けたりして集めて、そこで御説明するというようなことで、グループの中ではそういう形で一生懸命情報を提供して理解をしてもらっていると、こういうのが実態でございます。ちょっと実態だけ御紹介させていただきました。

石谷座長 先ほどおっしゃったいい例を教えてくださいかと思いますが、やはり大きい会社ですとそれが体力的にできるでしょうが、中小企業になるとやはりその辺は難しいところが出てくるかもしれないということですね。

ほかにこの件に関して、特に御意見はございませんでしょうか。

本日は頭出しというのか、ここの最後に書いてある今回の目的、現状の課題抽出として、

一応論点ペーパーにいろいろ事務局の方から用意していただきましたが、ここで抜けている話とか、あるいは特に強調すべき点がありましたら、あと 20 分ほどございますので、自由にコメントをいただきたいと思います。

井口委員 事務局の資料に昨今の公害防止管理に係る問題事例が挙げられていて、その問題の背景というのがその後ろに書かれています。問題の背景では論点の整理の中にあるように、排出基準の超過であったり、データの改ざんであったり、行うべき測定回数をちゃんとチェックしていない。そのまとめが類型として、今後検討する課題としてまとめられています。その詳細を見ますと、方針が不足しているとか現場任せとか指導力の低下、あるいは責任者への情報伝達の不備、作業手順マニュアルの未整備となっています。実は私も、14001 を審査する機関を審査させていただき認定機関の立場から見ると、これが今、14001 で登録されている企業の実態であれば非常に寂しいという感じがいたします。日本は 14001 で登録されている企業の数で世界で一番で、もう 2 万件以上になっているわけですが、これが実態であるとする、14001 登録組織のマネジメントシステムは、全くできていないと我々は認めざるを得ないという感じがするわけです。本当にそうであるのか、あるいはほかにもう少し違う課題があるのかということをしているいろいろな事例を見ながらもう少し攻めていかないと、でき上がったガイドラインも少し的を外してしまう危険もあるなという感じがしております。

石谷座長 非常にセンシティブな話題ですが、私も最初にちょっと申し上げたように、14000 というのは本来こういうことを防止するために、しかも自発的に、自律的にやるという話で起きたものだと思っておりましたが、事務局から御説明を伺うと、やはりそれだけでは十分でなく、現にこういう問題が起きたということの理解のようでございます。公開の席ですからどこまで議論ができるのかわかりませんが、この点について、堀室長、もし何かコメントがありましたら、今後の参考になるようなところで御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

堀環境指導室長 もちろん、環境マネジメントの 14000 を初めとするシステムというのは非常に大きな意義のある制度であると思っております。しかしながら、いろいろな人員の不足ですとか、ワークロードの増加ですとか、不断に環境管理を巡るいろいろな課題というのが次々出てくるわけでございますので、やはりさらに重層的にチェックシステムの具体的な在り方ですとか、そういったものを共通の課題として共有していくということによって、よりこういった問題の解決になるのではないかと考えています。したがって、14000 の中でももちろんマニュアルはありますけれども、さらにそういった予防的な措置を万全とするためには、こういったことをしていかなければいけないのではないかとこのことを今回お示しをいただくということかと思っております。そういったものにつきましては、逆に言いますと、先ほど先生方からも御指摘がありましたように、企業だけの取り組みではなくて、自治体との非常にうまい連携ですとか、あるいは業界団体、それから地域での取り組みとか、そういったものを重層的に行っていくことによって、いわばこういった問題の発生を限りなくゼロに近づけていくというのが今回の我々の試みというふうに御理解いただければと思っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

上手に説明していただけたと思います。ここへ出てきている例はいわば氷山の一角みた

いなところもあって、すべてがこういうことではないとは思いますが、やはりその下地があるのではないかとというのが多分事務局の問題意識だと思います。いろいろお話を伺っていても、やはり 14000 は一応認証を取ったけれども、実態には相当無理が重なっているケースもあり得る。それがこの辺に出ているものと理解して、今、室長がおっしゃったように、少しでもそれを実質的な意味で補強してこういう問題が起きないようにするというのがこの趣旨だと思います。どうぞ、郷原委員、お願いします。

郷原委員 ここに問題の背景として挙げられている、言ってみれば原因が抽象的に挙げられているということですが、こういう原因がどのような検討の結果出てきたのかということバックグラウンドとして把握しておく必要があると思うのです。結局、何か問題を起こしたのだから、どこかに原因があるだろうという、その原因について何かここには触れられないというようなものがあると、どこかにしわ寄せが来てしまう。それが先ほど来言っている規制の在り方と実情が若干合っていないようなものが仮にあったとして、それが問題を起こした側の企業の側に指摘できるかといったら、これはできないのです。ほかにいろいろ考えられると思います。ですから、今までの原因分析の在り方自体をもう一回考えてみないといけないと思います。これだけ見ると、この背景というのを見ると非常に絶望的になるというふうにおっしゃいましたけれども、本当にそうなのかどうか分からない面もあるのではないかと思います。

石谷座長 わかりました。どうもありがとうございました。そういう視点でまた詳しく議論を進めさせていただきたいと思います。

こういう背景というのはなかなか多面的ですから、1つにまとめると何かそれだけというふうな感じに見えますが、実際には絡み合っていることが多いのだと思います。ただ、共通的にこういうこともあるであろうという感じは何となく見えますので、そういった意味で、やはり見えるところから防止していくのも重要なのかなという感じがいたします。まただんだん掘り下げて議論を進めさせていただきたいと思います。

兵頭委員 今、郷原先生の方から規制の見直しのようなお話があったのですが、確かに見直して、今、必要のないようなものがあつたら、それは解除していただくということは必要だと思うのですが、私がお願いしたいのは、規制されたときはいろいろ問題があつて規制されのです。その原因が解決され、規制を外しても問題ないことを確認する手順を是非忘れずにしていただきたい。規制するときには、関係者が問題解決のため、どのように規制すべきか時間をかけて検討されたと思います。規制緩和には、しっかりした理由、裏づけが必要です。見直しにはしっかりしたチェック項目を定めて進めてください。

石谷座長 どうもありがとうございました。

恐らく、規制の見直しということ自体が今おっしゃったようなことを前提にして、なおかつ技術進歩ですとか、材料の変化とか、そういうことを考えた上でのことだという御趣旨だと思いますので、その点は十分問題ないように行きたいと思います。

本日は一応、公害防止体制の整備を巡る状況及び課題のいわば抽出と言いますか、いわば皆さんの理解を揃えるというようなキックオフの検討会だと思いますので、特に御意見がなく大体こういう論点で進めていくということをお認めいただけるのであれば、また次回から1つずつ詳しく進めさせていただきたいと思います。もし御意見がなければ先へ進めさせていただきます。御意見がございませんので、次の議事に移らせていただきます。

事務局から今後の進め方について、説明をお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 本検討会の今後の進め方につきまして、資料7を御覧ください。

第2回目、本年7月でございますが、企業の内部統制及び社会的責任を巡る現状につきまして報告いたしたいと思っております。その上で、今回の産業公害についての課題について御議論いただきたいと思いますと考えております。

第3回目、本年8月、産業界、地方自治体の方から、公害防止体制の実態と方向性につきまして発表いただければと考えております。

第4回、本年9月、論点整理第1回目ということで、公害防止体制に関する全社的なマネジメントの在り方について、公害防止体制に関する工場でのマネジメントの在り方について御議論いただければと考えております。

第5回目、本年10月、論点整理第2回目ということで、従業員に対する教育の在り方、ステークホルダーとの連携の在り方について御議論いただければと考えております。また、第5回におきまして、ガイドラインの骨子案についても御議論いただければと考えております。

第6回目、本年11月、ガイドライン案につきまして御議論いただきまして、取りまとめをお願いできればと考えております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

ただ今のスケジュールの御説明に対して御質問はございますでしょうか……。

私は3、4回で終わるのかと思って気楽に考えておりましたが、月1回で6回ということではささか大変かと思っておりますけれども、御質問がなければお認めいただいたことではよろしいでしょうか。関連する委員の方々、またその検討会のときにそれぞれよろしくをお願いいたします。

それでは、特に御質問がなければ本日の検討会はこれで終了にしたいと思っております。

本日いただいた委員の皆様の御意見を踏まえ、引き続き議論を進めてまいりたいと存じます。本日は御多忙のところを長時間にわたり活発な御議論をいただき、ありがとうございました。本日はこれにて閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

## 7 . 閉 会